

○富士見市立放課後児童クラブ条例

平成12年10月25日

条例第30号

注 平成18年6月から改正経過を注記した。

富士見市立学童保育室条例(昭和49年条例第15号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

(平22条例14・平24条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「放課後児童」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び市長が特に認める児童をいう。

(平26条例15・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ	富士見市羽沢2丁目1番1号
〃 水谷放課後児童クラブ	〃 水谷1丁目13番地3
〃 南畑放課後児童クラブ	〃 大字上南畑1280番地
〃 関沢放課後児童クラブ	〃 関沢3丁目24番1号
〃 勝瀬放課後児童クラブ	〃 大字勝瀬674番地
〃 水谷東放課後児童クラブ	〃 大字水子3614番地
〃 諏訪放課後児童クラブ	〃 大字鶴馬1932番地の1
〃 みずほ台放課後児童クラブ	〃 東みずほ台3丁目21番地
〃 針ヶ谷放課後児童クラブ	〃 針ヶ谷2丁目38番地3
〃 ふじみ野放課後児童クラブ	〃 ふじみ野東4丁目4番地1
〃 つるせ台放課後児童クラブ	〃 鶴瀬西2丁目9番1号

(平18条例18・平20条例25・平22条例9・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 児童クラブの管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童クラブの管理及び運営に関する業務
- (2) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開室時間)

第6条 児童クラブの開室時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 小学校の授業日 授業の終了後から午後6時30分まで
- (2) 小学校の休業日 午前8時から午後6時30分まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項各号に掲げる授業日又は休業日の午後6時30分から午後7時までの間、開室時間の延長に係る利用(以下「延長利用」という。)をさせることができる。

(平22条例14・全改)

(休室日)

第7条 児童クラブの休室日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休室することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(平22条例14・一部改正)

(保護者負担金)

第8条 市長は、児童クラブに入室した放課後児童の保護者から別表に掲げる保護者負担金を徴収する。ただし、同一世帯から2人以上の放課後児童を入室させる場合は、2人目からは、当該保護者負担金の額の3分の2の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を徴収する。

2 市長は、第6条第2項に規定する延長利用をする保護者から、放課後児童1人につき月額1,000円の延長利用に係る保護者負担金を徴収する。

(平22条例14・一部改正、平26条例15・旧第9条繰上)

(保護者負担金の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、前条の保護者負担金を減額し、又は免除することができる。

(平26条例15・旧第10条繰上)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(平26条例15・旧第11条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月20日条例第30号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富士見市立放課後児童クラブ条例(次項において「新条例」という。)第9条に規定する放課後児童クラブの入室に係る保護者負担金については、この条例の施行日以後の入室に係る保護者負担金から適用し、同日前の入室に係る保護者負担金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関する必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成18年6月19日条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月29日条例第25号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年4月30日条例第9号)

この条例は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成22年9月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第9条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第15号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則(平成29年3月14日条例第7号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(平22条例14・平26条例15・平29条例7・一部改正)

階層区分			保護者負担金額(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円
B	A階層を除き前年分の所得 税非課税世帯	前年度の市民税非課税世帯	1,500円
C		前年度の市民税均等割のみ課税世帯	6,000円
D		前年度の市民税所得割課税世帯	8,000円

E	A階層を除き前年分の所得税課税世帯	10,000円
---	-------------------	---------

備考

- 1 C階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、規則で定める規定は、適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 B階層からE階層までにおける「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、規則で定める規定は、適用しないものとする。
- 3 その他階層の認定に関し必要な事項は、規則で定める。